

羽根 佳祐 提出

## 博士学位申請論文審査報告書

論文題目

保険契約会計の研究

羽根 佳祐 提出  
博士学位申請論文審査報告書

『保険契約会計の研究』

I 本論文の主旨と構成

1. 本論文の主旨

本論文は、1990年代から国際的な論争が続けられながら、2017年5月の最終基準IFRS第17号「保険契約(Insurance Contract)」公表までに20年余を要した保険契約会計について、四半世紀近くに及ぶ論争の変遷を丹念にたどり、長期化した論争における対立点の本質を解明することを通じ、保険契約会計に関して採択可能な代替案を提示することを目的としたものである。

分析に当たっては、まず保険そのものの仕組みを概観して、保険業の周辺制度が会計に与えている影響を抽出している。そのうえで、保険会計に関する独自の分析枠組みを構築している。そこでは、近年の財務会計そのものにおける2つの会計思考の対立、すなわち財やサービスのフローに関する情報に焦点を当ててきた従来型の「フローモデル」と、近年台頭してきたストックに関する情報に焦点を当てる「ストックモデル」の対立が保険会計における論争にも色濃く反映されているという仮説に基づき、この2つの会計思考に各々基礎をおく「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」における対立点を整理・分析するとともに、この2つのアプローチの対立によって長い間収益費用アプローチにおける中核概念であり続けてきた従来型の「対応概念」が、資産負債アプローチによる異種の対応概念へと変化していることが明らかにされている。

筆者は、このような近年の会計観の対立と、それに基づく対応概念の変容の存在が保険契約会計にも色濃く反映されているという仮説(分析枠組み)に照らして、長い間新しい保険契約会計基準の策定を共同で進めてきた国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)から公表されてきた諸提案の変遷をたどり、それらに対して保険契約の利害関係者から寄せられてきたコメントレターに分析を加えている。その結果として、保険契約会計における四半世紀に及ぶ論争の本質は、それと時期を同じくして展開されてきた財務会計におけるモデル間対立と本質的に相似形の論争であること、すなわち保険契約会計をめぐる論争はストックモデルの優位性をアприオリな前提として基準の改定を進めようとする基準設定主体と、従来型のフローモデルの意義を主張し続けてきた保険会社をはじめとする利害関係者の間の意見対立に起因していることが明らかにされている。

加えて一般目的会計において、FASB/IASBの収益認識共同プロジェクトにおける公正価値測定(資産負債アプローチ)に基づく基準開発が頓挫して以降、保険契約会計における収益認識モデルの変革に活路を見出そうとした基準設定主体の試みも、結局、収益認識プロジェクトと同様に、フローモデルに回帰する結果に終わっていること、ならびにその必然性が明らかにされている。以上の分析に基づいて、終章では保険会計におけるフローモデルの意義を活かした3つの代替案が示されている。

## 2. 本論文の構成

本論文の章立ては以下のとおりである。

### 序章 問題の所在と構成

#### 第1節 本研究の目的

#### 第2節 研究方法と構成

### 第1章 保険契約会計の基本構造

#### 第1節 はじめに

#### 第2節 保険の意義と保険会社の役割

##### 第1項 保険の機能

##### 第2項 保険者（保険会社）の役割

#### 第3節 保険会社のビジネスモデル

##### 第1項 保険会社の業務フロー

##### 第2項 保険会社の資本構成と資産運用状況

##### 第3項 小括

#### 第4節 保険会計における保守性

##### 第1項 保険法定会計の目的

##### 第2項 保険法定会計にみる保守性

##### 第3項 小括

#### 第5節 おわりに

### 第2章 保険業を取り巻く周辺制度

#### 第1節 はじめに

#### 第2節 保険会社の資産負債管理（ALM）の発展

##### 第1項 ALMの意義

##### 第2項 保険会社のALMの進展

##### 第3項 IAISによるALMに関する基準

#### 第3節 国際的なソルベンシー規制の潮流

##### 第1項 従来型ソルベンシー規制の問題点

##### 第2項 IAISによるトータル・バランスシート・アプローチの推進

##### 第3項 ソルベンシーIIにおける評価プロセス

#### 第4節 エンベディッド・バリュー（EV）の進展

##### 第1項 EVの意義

##### 第2項 市場整合型エンベディッド・バリュー（MCEV）

#### 第5節 「経済価値ベースでの資産・負債評価」の意義

##### 第1項 制度上の目的の相違と調和化への試み

##### 第2項 IASB 保険契約プロジェクトへのインプリケーション

- 第3項 会計の役割と経済価値、経済的利益の関係性
- 第6節 おわりに
- 第3章 会計観の共生と相剋
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 収益費用アプローチと資産負債アプローチの関係性
  - 第3節 会計観の共生
    - 第1項 1976年討議資料の概要
    - 第2項 FASBの概念基準書
    - 第3項 小括
  - 第4節 会計観の相剋
    - 第1項 改訂プロジェクトの動機
    - 第2項 全面公正価値会計への布石
    - 第3項 会計観の潜在的な対立点
    - 第4項 小括
  - 第5節 おわりに
- 第4章 会計上の対応概念の意義とその変遷
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 収益・費用の対応の基本構造
    - 第1項 対応概念の発芽
    - 第2項 独立変数と従属変数の決定
  - 第3節 収益費用アプローチと資産負債アプローチの対応観
    - 第1項 収益費用アプローチの対応観
    - 第2項 資産負債アプローチの対応観
    - 第3項 小括
  - 第4節 会計観の重点移行に伴う対応観の変容の帰結
    - 第1項 会計観の変化が会計目的に及ぼす影響
    - 第2項 収益費用アプローチにおける対応概念の問題点の克服
  - 第5節 おわりに
- 補論1 対応観に関する代表的見解
  - 第1節 Paton and Littleton (1940)の対応観
  - 第2節 Edwards and Bell (1961)の対応観
  - 第3節 AAA (1965a)の対応観
  - 第4節 Bedford (1965)の対応観
  - 第5節 Storey (1978)の対応観
  - 第6節 Nissim and Penman (2008)の対応観
- 第5章 保険契約会計の会計モデル間対立

- 第1節 はじめに
- 第2節 保険契約会計における会計観の選択問題
  - 第1項 繰延対応アプローチの本質
  - 第2項 資産負債測定アプローチの本質
- 第3節 IASC/IASB 保険契約プロジェクトの変遷
  - 第1項 公正価値モデルの芽生え—1999年論点書
  - 第2項 保険負債に対する2つの測定属性—2001年原則書草案
  - 第3項 プロジェクトの分離と暫定基準の公表—2004年IFRS第4号
  - 第4項 公正価値モデルの推進—2007年討議資料
  - 第5項 公正価値モデルからの転換—2010年公開草案
  - 第6項 最終基準化に向けて—2013年改訂公開草案
  - 第7項 小括
- 第4節 FASB と IASB の対立点の検討—マージンの測定問題—
  - 第1項 FASB と IASB の対立点
  - 第2項 IASB の主張
  - 第3項 FASB の主張
  - 第4項 小括
- 第5節 おわりに
- 補論2 IASC/IASB の公正価値提案に対するコメント分析
  - 第1節 問題の所在
  - 第2節 論点書に対するコメント分析
  - 第3節 2007DP に対するコメント分析
  - 第4節 まとめ
- 第6章 経済価値ベースのALMと伝統的な対応概念の意義
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 保険契約の理想的な測定モデル
    - 第1項 経済的ミスマッチの報告
    - 第2項 会計上のミスマッチの解消
    - 第3項 経済的ミスマッチの報告と会計上のミスマッチの解消の関係性
    - 第4項 資産・負債をマッチさせることの帰結
  - 第3節 保険負債評価への信用リスク反映に対するコメント分析
    - 第1項 回答者の属性と集計方法
    - 第2項 回答内容の分析
  - 第4節 自己の信用リスクの取り扱いに関するコメントの含意
    - 第1項 利害関係者の“ミスマッチ”に対する重視度合
    - 第2項 経済価値ベースのALMと伝統的な対応概念の意義

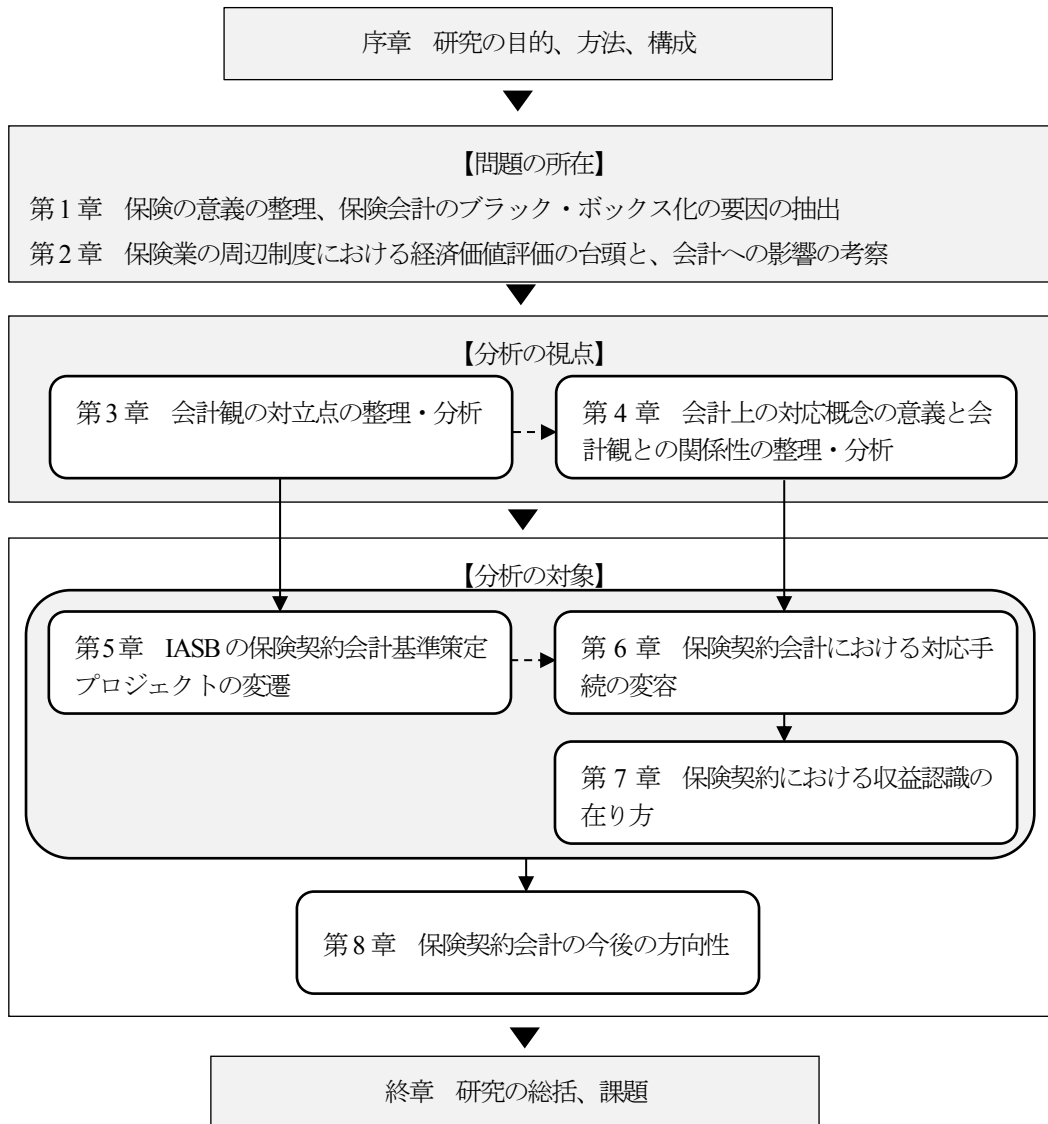
- 第5節 おわりに
- 第7章 保険契約の収益認識
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 実現概念の変遷—収益認識の絶対条件の抽出—
    - 第1項 実現概念の変遷
    - 第2項 実現の内包要件の抽出
  - 第3節 IASBの収益認識プロジェクトの概要
    - 第1項 「支配の移転」に基づく収益認識モデル
    - 第2項 収益認識プロジェクトの成果物の特徴
  - 第4節 保険契約プロジェクトと収益認識プロジェクトの整合性
    - 第1項 保険契約の測定モデル
    - 第2項 収益認識プロジェクトとの整合性
    - 第3項 両プロジェクトの整合性に関する考察
  - 第5節 保険契約の収益認識
    - 第1項 保険料収入に着目した収益認識アプローチの意義
    - 第2項 保険負債を構成するマージンの収益認識—FASBとIASBの相違点—
  - 第6節 おわりに
- 補論3 保険契約収益アプローチ提案に対するコメント分析
  - 第1節 問題の所在
  - 第2節 回答者の属性と集計方法
  - 第3節 回答内容の分析
  - 第4節 まとめ
- 第8章 保険契約会計の展望
  - 第1節 はじめに
  - 第2節 保険契約会計における情報利用者
  - 第3節 保険契約プロジェクトの評価
    - 第1項 スtockモデルの意義と問題点
    - 第2項 フローモデルへの揺り戻しにおける問題点
    - 第3項 フローモデルに期待される役割
  - 第4節 保険契約会計の展望
    - 第1項 スtock注記型フローモデルの意義とその特徴
    - 第2項 評価差額マージン調整型フローモデルの意義とその特徴
    - 第3項 評価差額OCI計上型フローモデルの意義とその特徴
    - 第4項 小括
  - 第5節 おわりに
- 終章 総括と課題

第1節 要約と結論  
 第2節 今後の課題  
 参考文献

II 本論文の概要

図表1は、本論文の構成と各章の相互関係を示したものである。

図表1 本論文の構成と各章の相互関係



第1章「保険契約会計の基本構造」では、保険契約会計の基本的な体系および問題の所在を整理するに当たり、保険会計のブラック・ボックス化をもたらした要因の抽出が行われている。

まず、保険契約会計が対象とする「保険契約」ないし「保険（サービス）」の意義について整理している。

保険の機能は「リスク分散」にあり、保険者（保険会社）は、保険契約者からの移転によって引き受けたリスクを、プーリング・アレンジメントなどを通じて軽減するリスク制御を行う主体として意義づけられる（米山 2008, p. 72）。 保険会社は、リスクのプーリング・アレンジメントを通じた「リスク分散」という保険サービスを保険契約者に提供するために、多数の契約を締結し、契約者からリスクを集積する必要がある。リスク引受の対価として契約者から徴収された保険料は「共通準備」（水島 2006, p. 15）として集積され、それを原資として資産運用が行われるとともに、保険事故が生じた際にはその共通準備から保険金・給付金が支払われる。保険業では基本的に前払確定保険料主義が採用されているため、保険サービスの対価（保険料）が保険サービスの原価（保険金・給付金）の確定前に企業に流入することとなる。加えて、原価の確定は保険契約期間が長期化するほど先延ばしになる。このため、保険会社には責任準備金（保険負債）という形での資金が多額に蓄積される。したがって、保険会社の資本構造は責任準備金はその大宗を占め、責任準備金の適切な評価が保険会計の中心問題となる。

責任準備金ないし保険負債は、契約者に対する将来の債務の履行に備えるために積み立てるべき義務を示す。このため、保険負債は債務の確実な履行がなされるよう保守的に評価されることは希ではない。日本では、保険会計は保険業法に基づく法定会計として整備されてきた。保険業法の目的は保険契約者保護にあり、保険法定会計の目的も保険業法の目的に沿うよう、保険会社の財務健全性の確保に向けられ、その達成手段として配当可能利益の適正な算定などに重きが置かれている。配当可能利益の適正な算定は、保険金・給付金の支払原資となる企業財産が不当に社外流出されることを避けるという意味において、保険契約者保護につながる。このために、保険法定会計には、保守的な会計慣行が随所に取り入れられている。それは主として、(1) 責任準備金（その他の準備金）の積立て、(2) 保険料の収益認識、(3) 保険会社が保有する有価証券の評価に際立って現れる。

特に責任準備金の積立てに関して、日本の法定会計のもとでは、契約初期において厚い積立てが達成できる平準純保険料方式が原則的な方式とされ、また責任準備金の計算に用いられる基礎率にも一定の安全割増を持たせるための下限が定められている。また、責任準備金は每期再評価はなされず（ロックイン方式）、（積立て不足が発生しない限り）責任準備金の計算に契約時の計算基礎率を継続して使用することとなり、取得原価主義に根ざした会計実務が採られている。この背景には、責任準備金をその時点の金利の変動に基づき再評価すれば、負債の長期性から多額の評価差額を計上することとなり、これを損益とみなすことは適切ではないとの考えがある（荻野 2000, p. 78）。

保険法定会計における保守的な会計慣行は、そのすべてではないものの、一般目的の保険会計において取り入れられることがある。米国では、一般目的会計においても多くの保険負債の会計処理にはロックイン方式が採用されてきた。超長期に及ぶことも希ではない保険契約において、保険負債が原価評価されるために、また保守的な処理が採用されるために、契約ないし負債の経済的な実態が不明瞭となることが「保険会計のブラック・ボックス化」を招いた主因といえよう。このような認識が IASB の基準策定作業のモチベーションとなったと思われる。

第 2 章「保険業を取り巻く周辺制度」では、IASB の主導する保険契約プロジェクトのみならず、保険業を取り巻く周辺制度においても「経済価値ベースの資産・負債評価」を共通項として制度作りが進められている現



状が整理されている。国際的な保険監督機関である保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors: IAIS）からは経済価値ベースでの ALM に関する指針が公表されるなど、議論が活発に行われている状況にある。また企業リスク管理（ERM）においてもリスク管理上、さらには収益管理上、経済価値ベースでの資産・負債の把握が必要となる。すなわち、保険会社のソルベンシーないし健全性評価のみならず、収益性評価においても「経済価値ベースでの資産・負債評価」の必要性が指摘されるに至っている。

経済価値ベースの ALM のもとでは、資産・負債の差額としてのサープラスの変動をコントロールし、その安定化ないし最大化を図ることが目的とされる。また、その変動性を通じて保険会社の抱えるリスクを適時に把握することができる。IASB の保険契約プロジェクトに対して、情報作成のコストを低減できるとの観点から、国際的なソルベンシー規制などの周辺制度との整合性を求める声が寄せられているのも事実である。経済価値ベースの ALM（ないしソルベンシー規制などのフレームワーク）の導入を支持する立場からしてみれば、保険負債が原価評価される現行の会計実務は、その導入の最大の障壁として捉えられることも少なくない。

ただし、会計制度とソルベンシー規制などの周辺制度では制度目的が異なるため、「経済価値ベースでの資産・負債評価」を求める背景もまた異なる点には注意が必要である。ソルベンシー規制と EV における経済価値ベースでの資産・負債評価の目的は、いずれも評価日時点における保険会社の純資産価値の把握にある。ソルベンシー規制では、純資産をリスク・バッファーとみなし、EV では、タイムリーな業績報告ができるよう「株主にとっての価値」を直接的に測ることが意図されている。各制度の調和化は情報作成コストの削減の観点からは意義があるとしても、会計（財務報告）の主目的は企業のリスク・バッファーを測定することでもないし、ましてや EV のように企業価値そのものを伝達することでもない。EV は、株主資本価値そのものを測定することに主眼が置かれている一方、会計は、投資家が株主資本価値を算定するにあたり用いられるインプット情報を提供することに主眼が置かれている。

IASB による保険契約会計の策定プロジェクトが、純粋なストックモデルとして基準化には至らなかったことはそのことと無関係ではなかったはずである。つまりこのことは、従来の「ブラック・ボックス」の解消が望まれつつも、経済価値ベースでの資産・負債評価がなされる周辺制度とは異なる、それ固有の意義が保険契約会計にはあることを示唆している。

第3章「会計観の共生と相剋」では、本研究における分析の枠組みを構築するために米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）と IASB による概念フレームワークの策定プロジェクトの変遷を辿りながら、収益費用アプローチと資産負債アプローチとの対立点の抽出を行っている。対立点の抽出に当たっては、1970年代から80年代にかけて審議がなされた FASB の概念フレームワーク策定作業から、近年の FASB と IASB のフレームワーク改訂の共同プロジェクトに至る変遷を取り上げている。

収益費用アプローチおよび資産負債アプローチは「フローとストックいずれに焦点を当てて利益測定を行うか」という会計観を示したものであるが、両者は必ずしも対立関係にあるものとは限らない。これは、資産・負債（ストック）の定義を利益測定の必要条件とみなすのか十分条件とみなすのかという、資産負債アプローチの捉え方によって異なってくる（辻山 2007）。資産負債アプローチを「資産・負債の定義をその認識の必要条件とするもの」と捉えた場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチに対して「相互補完的な役割」を果たす（辻山 2007, p. 19）。他方、資産負債アプローチを「資産・負債の定義をその認識・測定の必要か

つ十分条件とするもの」と捉えた場合、資産負債アプローチは収益費用アプローチに対して「相互排他的な関係」となる(辻山 2007, p. 18)。

1970年代から80年代にかけて行われたFASBの概念フレームワークの策定作業では、収益費用アプローチに対して相互補完的な資産負債アプローチのもと、従来の収益費用アプローチに基づく会計実務が抱えていた問題点(計算擬制的な項目の計上)の解消に向けた取り組みがなされていたといえる。すなわち、財務諸表の構成要素は資産負債アプローチに基づき定義されるものの、それらの認識・測定については、収益費用アプローチに基づく「実現・稼得」が引き続き維持されていた。FASBの概念基準書では純利益(稼得利益)の定義はなされていないものの、その測定に関しては別途の要件が示されていた。またFASB概念基準書(第6号)のもとでは、測定のアンカーとして「現金収支」を求める収益費用アプローチの計算構造が想定されているといえる。

しかしその後、FASBとIASBによる概念フレームワークの改訂プロジェクトでは、収益費用アプローチ(ないし相互補完的な資産負債アプローチ)から相互排他的な資産負債アプローチへの転換が図られた。相互排他的な資産負債アプローチへの転換は、究極的には全面公正価値会計への移行を意味する。改訂プロジェクトでは、全面公正価値会計への布石とも読み取れる提案が次々となされた。

当初なされた主な提案は(1)財務報告における受託責任の位置づけの変更、(2)資産の定義の変更、(3)質的特性における信頼性の削除である。FASBとIASBの共同プロジェクトでは、これらの提案のうち、会計目的における受託責任について明示的な言及を避けた点と、信頼性を表現の忠実性へ置き換えた点は達成できたが、資産をはじめとする構成要素の定義の変更までは至らず、また認識・測定問題に踏み込めないまま共同プロジェクトは物別れとなった。しかし、IASBの単独プロジェクトとなった概念フレームワークの更なる改訂プロジェクトでは、構成要素の定義、その認識・測定に関して審議が進められている。

構成要素の認識基準に関しては、従来の蓋然性要件と信頼性要件が削除され、これに代えて質的特性、特にレリバン(s relevance)と表現の忠実性の基本的特性から判断する方針が示されている。また、資産・負債の測定基礎の候補として歴史的な原価と現在価値(current value)が示され、その選択指針にも基本的特性が用いられることが提案されている。なお、測定基礎の選択には「測定の不確実性」の程度が影響するとされている。測定の不確実性は、旧来のフレームワークの「信頼性」に代替する特性であり、公正価値会計の適用拡大に対する懸念を払拭すべく導入されたものである。すなわち、測定の不確実性が高い場合、情報のレリバン(sが毀損され得ることが指摘されている。ただしIASBの草案では、測定の見積もりの不確実性は「開示情報の拡充」によって補完されるとの立場も示されており、「測定の不確実性」が測定基礎の選択にどれ程の影響を与えるかは明らかではない。

第4章「会計上の対応概念の意義とその変遷」では、会計上の対応概念の意義と会計目的との関係性を整理している。収益・費用の対応概念は、発生主義会計を支える基礎概念のひとつとして、期間損益計算を決定する会計理論の中核として位置づけられてきた。しかし、「対応」についての解釈が論者によって異なることがかねてより指摘されてきた。この「対応」の見解の不一致が本質的な問題を引き起こすのは会計観の相違に起因する場合である。本章では、対応概念(対応手続)に関する代表的な見解を取り上げ、収益費用アプローチのもとでの対応観と資産負債アプローチのもとでの対応観の相違について整理している。

さらに、会計上の対応概念の意義と会計目的との関係性について整理している。収益・費用の対応概念は、発生主義会計を支える基礎概念のひとつとして、期間損益計算を決定する会計理論の中核として位置づけられてきた。しかし、「対応」についての解釈が論者によって異なることがかねてより指摘されてきた。この「対応」の見解の不一致が本質的な問題を引き起こすのは、会計観の相違に起因する場合である。そこで本章では、対応概念（対応手続）に関する代表的な見解を取り上げ、収益費用アプローチのもとでの対応観と資産負債アプローチのもとでの対応観の相違について整理している。

Beams (1961, p.91) によれば、会計上の対応は、収益と費用との間の機能的な関係性を認識し、客観的な規準の適用を通じて事前に決定された独立変数に照らして、従属変数を決定する手続きとして定義されている。収益費用アプローチの対応観のもとでは、収益と費用の機能的な関係は伝統的に因果関係に求められてきた。また、収益費用アプローチの対応観のもとでは、独立変数は通常収益が想定され、収益の客観的な認識規準として実現基準が採用されてきた。

収益費用アプローチの対応観を示した代表的な文献である Paton and Littleton (1940) ではまさに上記の損益計算構造が採用されている。Paton and Littleton (1940) は会計目的として受託責任に重きを置く。そして、利益数値には「経営効率性」の尺度としての役割が期待される。Paton and Littleton (1940) では、収益獲得が利益創出活動の終点として位置づけられており、そこで収益と費用の因果が確定することになる。費用は企業努力をあらわし、収益はその努力に対する成果とみなされ、これらを対比することで経営目標の達成度合を把握することになる。期間損益計算は投下資本の回収計算であり、努力と成果の対応計算が収益費用アプローチの中核として位置づけられる。

Edwards and Bell (1961) は、Paton and Littleton (1940) の損益計算の基本的な枠組みを引き継ぎ、利益数値を経営効率性の指標と捉えながらも、主たる会計目的として経営意思決定を重視する。Edwards and Bell (1961) は、その目的のために、努力と成果の対応計算の精緻化を図り、収益認識（成果測定）に当たっては収益額に資金的な裏付けが伴う実現主義を維持しつつ、費用計算に時価評価を導入する。この場合の時価はカレント原価 (current cost: 財貨ないし用役を生産するのに使用したインプットを、現在取得するための原価) であり「購入時価 (entry value)」である。Edwards and Bell (1961) では、費用性資産を時価評価するとはいっても、カレント原価（費用）をカレント売価（実現収益）へ対応させる因果追求の計算構造が維持されている。

一方、資産負債アプローチの対応観では、上記の損益計算構造が変容し得る。前章で確認したように、資産負債アプローチは、収益費用アプローチとの関係から「相互補完的」なものと「相互排他的」なものに分けられる。相互補完的な資産負債アプローチの対応観であれば、実現収益に費用を対応させるという収益費用アプローチの計算構造は基本的に維持され、資産負債アプローチの役割は、資産・負債性を有さない計算擬制的項目の排除に向けられる。そこでは、収益費用アプローチのもとでも厳密な因果関係を特定しにくい間接費について、繰延可否を判断するに当たり、将来収益との対応関係を相関関係から捉えることが意図されているといえよう。相互補完的な資産負債アプローチの対応観では、支出額の繰延可否を正確に行うことを通じて、配分計算の精緻化が図られている。収益費用アプローチを補完する形で資産負債アプローチを取り入れた場合、因果を追求する計算構造（実現収益→費用）には変化はないと考えられる。

他方、収益費用アプローチと相互排他的な資産負債アプローチの対応観のもとでは、もはや収益費用アプロ

一ちの計算構造が維持されることはない。この対応観の特徴は、費用会計のみならず収益会計にまで時価評価が導入されていることにある。このため、たとえば Bedford (1965) の対応観は、Paton and Littleton (1940) のように努力と成果がひとつの計算構造の中で有機的に結び付いているというよりも、企業活動のインプットとアウトプットそれぞれの価値を別個の評価基準で測り、特定の活動を媒介として対比させるものである。特に、生産活動の成果の算定において売却時価が用いられることで因果追求の構造は断ち切られている。また Storey (1978) の対応観には、有機性を欠いた損益計算構造が如実に現れている。Storey (1978) では、収益と費用の認識は互いを考慮することなく行われ、それぞれの期間帰属が決定される。Bedford (1965) および Storey (1978) はともに、収益が販売活動のみから生じるのではなく、生産活動全体を通じて生じるとの認識のもと、収益計上のタイミングの正確性を追求するがために実現主義を放棄している。

収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観が重点移行することに伴って、収益と費用の対応手続にも機能変化がみられた。顕著な変化は、対応関係にある項目を関連づける基準が「因果」から「相関」関係へと変化する点である。このため、対応計算の結果として計算される利益数値の性格も大きく変容することとなる。Paton and Littleton (1940) で想定されていたような「経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」として利益情報を活用する場合、利益情報の客観性と確実性（不可逆性）がより強く求められる。このため、利益創出活動が完了（すなわち、収益が実現）し、費用項目と収益項目の因果律が成立していることが望まれる。

その一方で、会計目的として「投資意思決定に資する情報の提供」（もしくは Bedford (1965) でみられたように各利益創出活動の効率性の伝達）に焦点が当てられる場合、「経営者が受託責任を果たしたかどうかの判断指標」や「分配可能額の算定基礎」に求められるのと同程度の客観性と確実性がそこで要求されるとは限らない。むしろ、Storey (1978) のいう「未来志向の意思決定を形成するための情報」を提供するためには、厳密な因果律の成立を待つことなしに、情報の適時性が追及されることになり得る。そのような情報提供のあり方の一つが（収益会計への）時価会計の導入であり、この場合、評価損益の対応計算は因果ではなく相関関係に依拠せざるを得ない。このため、資産負債アプローチに基づく対応観には「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という姿勢が希薄である。

第5章「保険契約会計の会計モデル間対立」では、第3章の視点を踏まえて、IASBの保険契約プロジェクトの変遷を辿ることで、保険契約会計における会計モデル間対立について明らかにしている。保険契約会計における会計モデル間対立は、会計観の対立として現出しているとみることができる。日米における従来の保険会計実務は、繰延対応アプローチに基づくものとされ、収益・費用の対応計算に重きが置かれたものとされる。第1章では、法定会計に基づく日本の保険会計実務を確認したが、法定会計の場合、過度に保守的な会計慣行が採られることもあり、そのために収益と費用の対応計算が阻害されることがある。このため第5章では、まず繰延対応アプローチの本質ないし特徴を明らかにするに当たり、米国の一般目的の保険会計基準を概括している。

IASBは、繰延対応アプローチに根差した会計処理が保険会計のブラック・ボックス化をもたらしたとして、資産負債測定アプローチに基づく保険契約会計基準の策定に取り組むことになった。IASBの掲げる資産負債測定アプローチのもとでは、概念フレームワークの資産・負債の定義がその認識の必要十分条件とみなされ、保

険負債に対して現在価値評価の適用が支持された。この資産負債測定アプローチは、第3章で確認した収益費用アプローチに対して相互排他的な資産負債アプローチに他ならない。

IASB の保険契約プロジェクトでは、資産負債測定アプローチのもと、2007 年の討議資料において現在出口価値（公正価値）モデルが提案されるに至った。しかしながら、当該モデルは、利害関係者の多くの支持を獲得することはできなかった。すなわち、履行を前提として保有されるべき保険負債に対して「移転価値」である公正価値を適用し、その結果として、保険負債の評価に保険会社の信用リスクの影響が反映される点や、保険契約を未だ履行していないにもかかわらず初期利得が計上される点に疑問が寄せられたのである。また、保険負債（の構成要素）の変動から損益を捉えようとする業績報告様式に対しても批判が寄せられた。

IASB 保険契約プロジェクトでは、これらの批判点について利害関係者の意向に沿うよう提案内容を修正していくことで、当初想定されていた純粋なストックモデルからフローモデルへの揺り戻しがなされることとなった。たとえば、経済価値ベースの保険負債評価モデルは基本的に維持されるものの、現在価値評価の結果として当初認識時に初期利得が計上される場合、当該利得部分は契約上のサービス・マージン（CSM）として保険負債の一部として繰り延べられることとなる。当該マージンは、契約に関連する将来キャッシュフローや、リスク調整（マージン）の見積もりの変更に対する変動に対して調整されるものの、それ自体の再評価はなされず、保険期間にわたり規則的に償却される。ここでは、ストック評価を重視する会計思考とフローの配分を重視する会計思考が混在している。

IASB の保険契約プロジェクトの歴史は、ストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立を解消することに注力してきた歴史ともいえる。この問題の解消まで実に 20 年余の歳月を要している。第5章では、保険契約プロジェクトが長期化した要因についても考察を加えている。プロジェクトの長期化を招いた要因のひとつは、まず IASB の掲げた資産負債測定アプローチが利害関係者の理解を得られていなかったことが挙げられる。いまひとつの要因として、FASB とのコンバージェンス作業が失敗したことも挙げられる。このコンバージェンス作業が失敗した背景にもストックモデルとフローモデルの会計モデル間対立がある。

その一方で、FASB と IASB の対立点は、保険負債を構成するマージンの取り扱いについてであった。IASB はリスク調整と契約上のサービスマージン（CSM）を別個のマージン項目として区分するアプローチを支持する一方、FASB は両者を区別せず単一のマージンとして認識するアプローチを支持した。IASB は、リスク調整の測定を通じて、契約に内在するリスクの変動に関する情報を情報利用者に伝達でき、また経営者の恣意性が介入する余地のある配分手続を要する CSM の金額を少なくできる点に優位性を認めている。他方、FASB は、リスク調整の評価技法が確立されていない現状を踏まえ、その測定が主観的なものとなると批判している。

FASB と IASB のマージンに対するアプローチの違いは、いかなる情報にレリバンスを認めるかの相違でもあった。IASB によれば、近年の保険会社によるリスク管理の重要性に鑑みると、契約に内在するリスク情報は、情報利用者の将来予測の重要なインプット情報となる。そのため IASB は、リスク情報を直接伝達しない FASB のアプローチについては「リスクおよびその変動に関する、レリバントで、忠実に表現された情報を提供するものではない」という認識である。

他方、FASB では、マージン情報が提供すべき情報として、IASB のように「リスク、およびその変動に関する情報」に焦点が当てられているのではなく、「保険契約からの潜在的な利益に関する情報」に焦点が当てられている。FASB によれば、マージン情報は、保険契約の当初認識時点における潜在的な利益のベンチマークと、

未だ不確実性に晒されている潜在的な利益の金額についての現時点における評価を伝達する。さらに、単一マージンアプローチにしたがえば、マージンは、将来キャッシュフローの変動性が低減するにしたがって収益認識されるが、FASBによれば、その変動性などの見積もりに関する情報は、潜在的な利益の実現についての利用者の過去の評価に対するフィードバックを提供するとされている。

以上のように、両審議会は、マージンが表現すべき経済的事象は何か、レリバントな情報とはいかなる情報か、について合意を得ることができず、コンバージェンス作業は事実上破綻することとなった。両審議会が「何がレリバントな情報であるか」についてコンセンサスを形成することができなかったのは、それぞれが異なる会計モデルに依拠していた（あるいは、重きを置いていた）ためであった。

第6章「経済価値ベースのALMと伝統的な対応概念の意義」では、第4章の視点を踏まえて、保険契約会計における会計モデル間対立を、対応概念の変容に焦点を当てて考察している。IASBは、保険契約会計における「理想的な測定モデル」として、ALMを念頭に置いた、資産・負債のマッチングを達成できる会計モデルの構築を目指してきた。IASBでは、資産と負債との間に生じる「報告すべきミスマッチ」と「解消すべきミスマッチ」に分けてそれぞれの意義が示されている。前者は経済的ミスマッチ（economic mismatch）であり、後者は会計上のミスマッチ（accounting mismatch）である。経済的ミスマッチは、資産と負債の価値ないしキャッシュフローが経済状況の変化に対して異なる反応を示す場合に生じるミスマッチであり、資産と負債とのデュレーションのミスマッチなどが挙げられる。経済的ミスマッチは、経済価値ベースのALMを念頭に、当該ALMによって完全に管理しきれなかったボラティリティである。他方、会計上のミスマッチは、資産と負債とで会計処理方法が異なるために生じるミスマッチである。たとえば、資産は時価評価する一方、負債は原価評価する際、資産の評価差額を純利益で認識すれば貸借対照表と損益計算書上でミスマッチ（ボラティリティ）が生じる。

なお、会計上のミスマッチは①測定属性間の不一致と②損益認識時点の不一致から生ずる。①の解消は、資産・負債の測定属性を合わせることで純資産の変動性の低減を通じて、純利益の変動性を低減することになる。②の解消は、一方の再評価項目の評価損益をOCI計上し、他方の原価評価項目の損益認識時点と合わせることで純利益の変動性を低減できるが、純資産の変動性は解消されない。したがって、会計上のミスマッチには、「純資産（→純利益）のミスマッチ」をターゲットにするものと、「純利益のミスマッチのみをターゲット」にするものがある。本論文では、前者を「会計上のミスマッチ（純資産）」とし、後者を「会計上のミスマッチ（純利益）」と称することとし、経済的ミスマッチを報告し、会計上のミスマッチを解消させることから、いかなる帰結がもたらされ得るのか検討した。

図表2は、資産・負債に原価評価または公正価値評価を適用する場合に起こり得るミスマッチを示したものである。純利益または純資産において会計上のミスマッチが生ずるのは、図表中の(ii)(iii)(iv)(vi)(vii)(viii)である。「会計上のミスマッチを解消させる」という標語のみから言えることは「ミスマッチを解消できるように、様々な会計トピックスにおいて会計処理のオプション化を認めるか、会計処理を画一化すべきである」ということである。ただし、会計処理の選択肢の幅を広げることは、代替的な会計手続の排除を極力図ってきたIASBのこれまでの方針と反する。会計上のミスマッチの解消に加えて、経済的なミスマッチを明らかにするためには、保険負債とその裏付資産ともに経済価値ベースでの評価が要請

されることになる。IASBは、保険会社の保有する資産の会計処理の変更を要請するものではないと、保険契約プロジェクトの審議過程において度々述べているが、保険負債に現在価値モデルを適用し「経済的ミスマッチの報告」と「会計上のミスマッチの解消」を掲げることで、実質的に資産側の会計処理を規定ないし限定していることになる。

図表2 資産・負債のミスマッチの解消、および報告状況

		資産		
		HC (AC)	FV-NI	FV-OCI
負債	HC (AC)	(i)	(ii)	(iii)
	FV-NI	(iv)	(v)	(vi)
	FV-OCI	(vii)	(viii)	(ix)

HC (AC) : 原価 (償却原価) 評価

FV-NI : 公正価値評価・評価差額は純利益計上

FV-OCI : 公正価値評価・評価差額はOCI 計上

	会計上のミスマッチ (純利益) の解消	会計上のミスマッチ (純資産) の解消	経済的ミスマッチ (純利益) の報告	経済的ミスマッチ (包括利益) の報告
(i)	○	○	×	×
(ii) (iv)	×	×	×	×
(iii) (vii)	○	×	×	×
(v)	○	○	○	○
(vi) (viii)	×	○	×	×
(ix)	○	○	×	○

○ : ミスマッチ解消 (報告)

× : ミスマッチ解消 (報告) せず

IASBでは「経済的ミスマッチの報告」の正当性は、保険契約を取り巻く経済事象についてレリバントで忠実な表現を提供する点にあると考えられているようだが、経済状態をありのままに報告するような「保険負債 (加えて裏付資産) の変動」情報自体が「レリバント」であることは必ずしも自明ではない。この点を明らかにする格好の素材が、保険負債測定における自己の信用リスクの取り扱いを巡る議論である。

IASBは、保険契約の理想的な測定モデルとして「経済的ミスマッチを報告し、会計上のミスマッチを発生させない」モデルを掲げてきたが、当該モデルにしたがえば、保険負債の評価に自己の信用リスクの影響を加味することは必然と思われる。保険負債の裏付資産が公正価値評価される (あるいは減損損失が認識される) 場合、保険負債の測定に信用リスクの影響を反映しないことは会計上のミスマッチを生じさせることになるからである。また、純資産に十分な余裕がある企業とそうでない企業では、同程度の資産の毀損であったとしても

資産と負債とで信用リスクの変動に対する影響が異なると指摘されている（中村 2011）。これは、資産と負債との信用リスクの影響に対する経済的ミスマッチである。

IASB の保険契約プロジェクトでは当初、保険負債の測定に信用リスクを加味することが提案された。しかし第 5 章で述べたように、当該提案は利害関係者の意向を踏まえ取り下げられることとなった。したがって、保険負債の裏付資産の価値下落が保険会社の信用リスクに影響を及ぼす場合、資産と負債との間に会計上のミスマッチが生じ、かつ信用リスクに起因する経済的ミスマッチは報告されないこととなった。

本論文は、信用リスクの取り扱いについて利害関係者の理解が得られなかった背景を探るため、IASB 提案に寄せられたコメント分析を行った。その結果、多くの利害関係者が「保険負債とその裏付資産との評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」を保険契約会計に期待していることが明らかとなった。保険契約は、保険会社が債務を全額履行することが求められており、保険負債の履行を前提とすれば、信用リスクの変動による利得を実現する機会はない。そのような利得の計上が情報利用者に誤解を与えかねないとの懸念の方が、資産と負債とのミスマッチを生じさせる、あるいは報告しないとの懸念を優に上回った。すなわち、ストックの変動に基づくフローの擬制情報には有用性がないと判断されたのである。

第 4 章で考察したように、資産負債アプローチに基づく対応観は「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という姿勢が希薄であったが、資産・負債のマッチングもこれと同様「企業が実際に行った活動をトレース」することは特段意図されていない。ALM の最適化を行うためには「資産と負債のミスマッチ」に対処する必要はあるものの、ALM の最適化は保険会社が保険契約の履行を確実に行うための土壌を整えるものでもある。そこでは、利益を「企業活動の効率性の測定尺度」と見なした上で「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」という、収益費用アプローチのもとでの伝統的な対応観の意義は失われていないといえよう。

第 7 章「保険契約の収益認識」では、第 6 章の検討結果を補強するために、保険契約の収益認識問題にも着目して、保険契約会計には実現・対応を基軸に置く期間損益計算の枠組みに依然として意義が見出されている点を明らかにしている。IASB 保険契約プロジェクトでは公正価値モデルが棄却されたあたりから、当時審議が進められていた収益認識プロジェクトとの整合性が図られることとなった。周知のように、収益認識プロジェクトでは当初、実現・稼得過程アプローチからの脱却が図られたものの、最終基準化に当たっては当該アプローチと大差ないものとなった。本章ではまず、伝統的な「実現」から IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の「履行義務の充足」までの収益認識規準を概括し、収益計上の適格要件を明らかにしつつ、保険契約会計に求められる収益認識規準の要件の抽出作業を行っている。

また本章では、IASB 保険契約プロジェクトにおいて言及された収益認識プロジェクトとの整合性について検討を行っている。保険契約プロジェクトでは、IFRS 第 15 号と整合的な点として (1) (負債の内訳項目間での振替はあっても) 負債総額は変動しない点、(2) 初期利得の計上を認めない点、(3) 契約から生じる履行義務を充足するにつれて収益認識する点が挙げられている。

ただし、これらの整合点は形式的なものに過ぎない。(1) の点について言えば、保険負債が IFRS 第 15 号の契約負債と同様に測定されるかは CSM 次第といえる。CSM が使い果たされてしまえば、将来キャッシュフロ



一やリスク調整の変動が負債総額に影響を与えることとなる。

(2) (3) の点で整合性が図られるようになったということは、保険契約プロジェクトでも収益認識プロジェクトと同様、実現・稼得過程アプローチへの回帰がみられたといえる。しかし、保険契約プロジェクトでは、各期間の契約ポジションを決定する（再測定する）ことに始まり、期首と期末の差額として保険契約収益が算定される。このため、ストックの変動からフローを捉えることになるが、ストックの変動から履行義務の充足と関係ない変動を除外するように調整すれば、企業の履行を忠実に表現することになるとされる。そのような調整が可能なのは、やはり将来の見積りの変動を CSM が吸収する限りにおいてである。CSM が使い果たされた場合、保険契約収益には評価性の項目が算入することとなり、その数値が契約の履行状況を反映した指標となるのか疑わしいものになりかねない。そもそも企業会計基準委員会（2013, p.9）は、IASB の提案する保険契約収益は「保険金支払額の増加に比例して保険契約収益がより多く表示される」ため、履行義務の充足パターンを適切に表示するものではないと指摘している。また、IASB 提案では現金収支を測定のアンカーとすることは特に意図されておらず、このために、フロー情報の操作可能性が高まる可能性がある。

他方 FASB では、IASB 提案から離れて、保険契約の収益認識に伝統的な実現主義でも重視されてきた「対外取引の成立」要件を取り込むことで、契約の履行状況を反映した成果指標を設定しようとの試みがなされている。FASB 提案に基づくと、マージンがリスクから解放される程度は、キャッシュフローの変動性の低減から判断されることになるが、変動性の低減はマージンの恒常的な再測定によって把握されるのではなく、特定事象の発生時期、発生頻度やその損失額に関する不確実性の低減を考慮することになる。具体的には、不確実性の低減に関する判断は過去の経験などに基づき、特定の時点（保険金の発生、請求、決済時期など）で変動性を評価することとなる。FASB が例示したこれらの判断時点は保険事故発生後に集中している。このことは、保険事故発生によって保険金額がほぼ確定し、キャッシュフローの変動性が大幅に低減する（不可逆的な状態になる）ことを示している。保険金支払は契約者との交換取引の一種であり、契約者への保険サービス提供を直接観察できるような事象である。

FASB と IASB でマージンの処理に対して方向性が異なる背景としては、第5章で見たように、IASB は「リスクの明示的な測定」に重きを置く一方、FASB は「契約の潜在的な利益の『実現』」に重きを置いていたことが思い起こされる。このため FASB では「決定的事象の遂行」を重視し「顧客の視点」を取り込むことで、契約の履行状況の把握について客観化が試みられているといえよう。

IASB の保険契約プロジェクトは「フローの側面から捉えた業績の測定」に苦心しているが、利害関係者からの全面的な賛同が得られていない背景には、IASB が保険サービスの移転を確定的かつ客観的に捉える成果指標を提示できていないことがあるといえよう。それは、プロジェクトの提案が（部分的であっても）「ストック志向的」であることに起因する。これは、IASB が「客観性」を「測定可能性」と捉えていることとも無関係ではなからう。

第8章「保険契約会計の展望」ではまず、保険契約会計における主たる情報利用者とその情報ニーズについて確認している。保険契約者保護を主眼に置く保険法定会計のもとでは、その情報利用者は保険契約者ないしは監督当局である。他方、一般目的会計のもとでは、概念フレームワークにしたがえば、その情報利用者は企業への資金提供者である。一般目的会計においては、資金提供者の経済的意思決定に資する情報提供が会計（財

務報告)の主目的として掲げられるが、投資者の投資意思決定に有用な情報を提供することに特に焦点が当てられる。ただし第1章で触れたように、保険会社の資本構成はその9割が保険負債に拠っており、株式会社化の進む昨今においてもなお、保険会社にとっての第一義的な資金提供者は保険契約者ということになる。そこで保険契約者の関心を一般目的会計に引きつけた場合、保険契約会計の構造に変化が生じないかが問題となる。投資家と契約者の情報ニーズとの間に齟齬が生じる可能性があるためである。

保険法定会計のもとでは、保険契約者は債権者に近い立場として位置づけられる。保険契約者を保険会社の債権者として捉えた場合、契約者保護の観点から、利害調整目的に重きを置いた会計制度が採用され得る。しかし、たとえ保険契約者を債権者と捉えたとしても、一般目的会計のもとで、保険会社への資金提供者として位置づけた場合、投資家ないし株主の投資意思決定と同様に、保険契約者(正確には契約加入希望者)は保険商品の購入意思決定に資する情報提供を保険契約会計に望むこととなろう(須田 2001, p. 37)。

一般目的会計のもと、投資家ないし株主と保険契約者の情報ニーズを比べた場合、意思決定時点における保険契約ないし保険会社の収益性と支払能力(リスク・バッファー)について関心があることは共通していると思われる。保険会社のリスク・バッファーの開示は、保険契約者(加入希望者)による保険商品の購入意思決定の際に有用な情報であるのみならず、契約締結後、正式な契約者となった後においても、適正な水準のバッファーが企業に留保されているかを知るために必要とされる。

IASB 自体は利害調整目的の情報提供を意図していないものの、その基準案がソルベンシー規制でのストックモデルのフォーマットと類似しているために、結果として、契約者の利害調整目的の情報活用にも資する情報提供を行っている可能性はある。このことはマージン情報を通じて、契約者と投資家ないし株主の視点を部分的にでも共有化できる可能性を示している。ただし注意が必要なのは、契約者と投資家ないし株主の視点が共有化されるとはいつても、契約者を投資家ないし株主とまったく同一のポジションとみなすことはできない点である。両者の際立った相違は「投資の回収手段」に現れる。投資家ないし株主は、株式の売却を通じた「投資の回収」を容易に行うことができる一方、保険契約者は、その持分を手放して他の企業の保険契約に乗り換えることは容易ではない(江澤 2002, p. 205)。保険契約者の多くは、契約の解約は可能であるものの実際の解約率は低く、契約期間にわたりその立場に留まり続けるものと想定される。

加えて本章では、保険契約プロジェクトで見られた、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しの原動力の所在を明らかにするために、IASB の提示するストックモデルの意義と問題点について確認したのち、フローモデルないしフロー情報に期待される意義について考察を加えている。

IASB の提示するストックモデルの意義は、保険会社と利害関係者との情報の非対称性を適時に緩和するためのマージン情報に集約されよう。IASB 提案では、保険契約に内在するリスクを示すリスク調整と、未稼得利益を示すCSMが計上される。それに対して繰延対応アプローチに基づく会計実務のもとでは、基本的に個別に認識されなかったマージンを開示することを通じて、保険会社(経営者)と外部情報利用者間との情報の非対称性が緩和されることになる。

他方、フロー情報については、これまでの検討から明らかなように、多くの利害関係者は、ストックの変動性をフロー情報に持ち込むことに対して拒否反応を示していた。IASB の保険契約プロジェクトにおいて観測された、ストックモデルからフローモデルへの揺り戻しは、ストックモデルに基づく情報のみでは、意思決定に有用な情報が提供され得ないことを端的に示している。それはなぜか。第2章では、保険契約会計においても

フロー情報は、投資家が株主資本価値を算定する際のインプット情報として用いられており、ストック情報にはこの役割を果たし得ないことを挙げたが、第6章で確認したように、利害関係者の要望を受け入れる形で、保険負債評価に自己の信用リスクを反映する提案は否決された。その背景には「保険負債とその裏付資産の評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」が会計情報に求められていたことがあった。ここでは、ボラティリティの程度を適時に正確に把握することよりも「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」ことが会計情報に期待されているといえる。このような要望は、会計情報に確認価値が求められていることを示している。

なお、「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」情報を会計に求めることで、結果として、このような情報は（投資）意思決定（企業業績ないしのれん価値の推定）のみならず、受託責任を評価するのにも資するものとなる。保険契約は株式と異なり流動的な市場が存在しないため、投資の回収（退出）が容易ではない。この場合、保険契約者は契約満了まで保険会社に係わる利害関係者として、保険会社の受託責任に関心を持ち得る。以上のように、フロー情報で実績利益情報が提供される限りは、保険会社を取り巻く資金提供者（投資家と保険契約者）の情報ニーズを満たすことができよう。IASBの保険契約プロジェクトは、これらの情報ニーズを軽視したがために長期化の道へと進んだといえる。

以上のように、保険契約会計にストックモデルを取り入れたことで、保険負債の経済的な実態を示すことを通じて、保険会社と情報利用者間の情報の非対称性を緩和することが期待できるにしても、企業価値評価のインプット情報を提供するというフローモデル固有の意義が失われてしまう。フロー情報には、意思決定に資するよう予測価値に加えて、確認価値を有することが期待され、そのために、不可逆的で変動性が低く、見積もりから解放された客観的な（検証可能性のある）情報であることが望まれる。

このことから本論文では、保険契約会計のあり方として、上述の特性を満たすフロー情報がまず求められ、それを毀損しない範囲で、ストック情報において保険会社（保険負債）の経済的な実態を示すことが求められるという結論に至っている。本章では、このような情報提供のあり方を達成できる会計モデルとして、（1）経済価値ベースのストック情報を注記で開示し、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（ストック注記型フローモデル）、（2）ストックを経済価値評価するものの、評価差額をマージンで調整し、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額マージン調整型フローモデル）、（3）ストックを経済価値評価するものの、評価差額をOCI計上することで、原価ベースのフロー情報を提供するモデル（評価差額OCI計上型フローモデル）を提示し、それぞれのモデルについて考察を加えている。

ストック注記型フローモデルでは、現行の保険料収入に着目した収益認識アプローチを採用し続けることが可能である。また、繰り延べられた保険負債の収益認識については、IFRS第15号とより整合的に処理するために、保険負債を顧客対価（取引価格）で測定し、履行義務の充足に従って収益認識していくアプローチが考えられる。履行義務の充足をいかに捉えるかに関しては、リスク分散を中核に置く保険サービスの特徴を踏まえ、リスクの低減を捉える（不可逆的な）決定的事象の発生から判断していくことが考えられる。なお、保険負債は（追加積立の必要がない限り）再評価されることはないため、貸借対照表上のストック自体は必ずしも現在の経済的な状態を示すわけではない。経済価値ベースのストック情報は注記で示される。

評価差額マージン調整型フローモデルおよび評価差額OCI計上型フローモデルでは、ストックを経済価値評価したうえで、ストックの変動性をフロー（純利益）情報に含めないよう、評価差額はマージンで調整される

かOCI計上される。評価差額マージン調整型フローモデルではマージンは負債として計上される。評価差額OCI計上型フローモデルにおいてマージンのクッションとしての役割を示すために、マージンは負債ではなくその他の包括利益累計額(AOCI)として繰り延べられる必要がある。この意味では、評価差額OCI計上型フローモデルのもとでも評価差額をマージンで調整していることには変わらない。

なお、評価差額マージン調整型フローモデルでは、マージンがリスク・バッファとして使い果たされた場合、(経済価値ベースのALMに移行するとともに)ストックの変動性がフローに混入することとなる。これは、「契約の収益性が不確実性に晒されている状況にある」という経済的実態をフロー情報に反映させることを意味する。ストック注記型フローモデルにおいても、不利な環境変化などにより、従前の保険負債の積立額では義務を履行できない際には、負債の追加積立が要求されるが、評価差額マージン調整型フローモデルでは、この追加積立の閾値が「マージンの(完全)費消」に求められることとなる。

このため、評価差額OCI計上型フローモデルでも、上記2つのモデルと同様の損益計算を行うのであれば、AOCIとして計上されたマージンで吸収しきれないほどの損失が発生した時点で、(マイナスのAOCIとして処理するのではなく)純利益に反映させる(損失にリサイクリングする)ことになる。

終章では、本論文における成果を総括するとともに、残された課題について言及している。終章で示されている結果は以下の通りである。

本論文では、IASBの保険契約会計基準の策定プロジェクトの変遷を辿りつつ、保険契約会計におけるストックモデルとフローモデルとの会計モデル間対立から引き起こされる問題について検討を行った。IASBの保険契約プロジェクトでは当初、ストックモデルに基づく保険契約会計基準の策定作業が進められてきたが、利害関係者からの要望を受け入れていくうちに、フローモデルへの部分的な回帰がなされている状況にある。本研究を通じて、保険契約会計ではストックの価値評価に焦点を当てるだけでは情報利用者のニーズに適うことはできず、そのニーズを満たすに当たり、フローモデルないしそれを支える基礎概念の意義が依然として認められることが明らかとなった。

フローモデルへの回帰がなされた背景には、多くの利害関係者が「保険負債とその裏付資産との評価損益のミスマッチを解消ないし報告すること」それ以上に「保険契約の履行状況を情報利用者に伝達すること」を保険契約会計に期待していたことがあった。保険業を取り巻く周辺制度では経済価値ベースの資産・負債評価が取り入れられているが、保険契約会計には、経済価値ベースのALMによって完全に管理しきれないボラティリティの程度を適時に正確に把握することよりも「企業が実際に行った活動をトレースし、その成果を報告する」ことが依然として求められているのである。保険契約会計では、ストックモデルの意義が認められるとしても、ストックの変動からフローを規定するモデルに有用性がないと認知されている。それは、保険契約ないし保険会社そのものが短期的に売り買いされるような投資物とはみなされていないためでもあろう。

保険契約プロジェクトが長期化した背景、あるいはFASBとIASBのコンバージェンス作業が破綻した背景には、ストックモデルとフローモデルの対立が横たわっていた。また、IASBの保険契約プロジェクトではフローモデルへの揺り戻しがなされているものの、その揺り戻しの程度が利害関係者の望むレベルまでなされているかは明らかではない。保険契約会計では、ストック情報では見積もりに基づく数値が提供され得るからこそ、フロー情報には見積もりに拠らない実績利益情報が求められるといえよう。現行の保険料収入に着目した収益

認識アプローチは、収入保険料のみを収益計上するという「分かり易さ」もさることながら、客観的で不可逆的な数値によってフロー情報を規定するという利点があったからこそ、今日まで支持されてきたといえる。現行実務の利点を踏まえながら保険契約会計基準の策定を進めるアプローチこそが、現実的で、かつ意義のある解決策を提示できるだろう。なお以下の審査要旨の本論文の短所の(1)として指摘している点については、本章の最後に筆者自身が残された課題として自ら示している。

### III 審査要旨

本論文の審査結果は、大要以下のとおりである。

#### 1. 本論文の長所

- (1) 本論文は、1990年代から国際的な論争が続けられながら、本論文審査期間中の2017年5月に最終基準IFRS第17号「保険契約(Insurance Contract)」が公表されるまでに20年余を費やした保険契約会計について、四半世紀に及ぶ論争の変遷を丹念にたどり、長期化した論争における対立点の本質を解明することを通じ、保険契約会計に関して採択可能な代替案を提示することを目的とした意欲作である。保険契約会計は、規制産業である保険業が各国の法制度と密接に結びついていることとも相俟って、この領域に真正面から取り組んだ研究は必ずしも多くない。本論文は、敢えてこの問題領域に挑み、保険契約をめぐる周辺制度とも関連付けながら、それらと対比した際の保険契約会計固有の意義と課題を明らかにするとともに、一般目的会計にも通底する「利益測定を支える基礎概念」の意義を再評価することを通じ、「会計の(存在)意義」を改めて明らかにしている。
- (2) 上記の研究結果を導くに当たり、近年の財務会計そのものにおける2つの会計思考の対立、すなわち財やサービスのフローに関する情報に焦点を当ててきた従来型の「フローモデル」と、近年台頭してきたストックに関する情報に焦点を当てる「ストックモデル」の対立が保険契約会計における論争にも色濃く反映されているという仮説に基づき、この2つの会計思考に各々基礎をおく「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」における対立点を整理・分析するとともに、この2つのアプローチの対立によって長い間収益費用アプローチにおける中核概念であり続けてきた従来型の「対応概念」が、資産負債アプローチによる異種の対応概念へと変化していることを明らかにして、論文全体を貫く独自の参照枠を構築している。
- (3) 結論を導くに当たり、先行研究が丹念に渉猟されているだけでなく、20余年に及ぶ関連公文書、コメントレターが網羅的に分析されている。
- (4) 全章を通じた筆者の緻密な論理構成と優れた構想力に支えられた本研究の成果は、保険契約会計における学術的貢献のみならず、現在世界的に暗礁に乗り上げている他の多くの会計の研究領域に対しても有益な示唆を提供しうるものとして高く評価できる。

#### 2. 本論文の短所

- (1) 本論文では、保険契約会計におけるフローモデルとストックモデルの対立から生ずる問題を明らかにし、その解消に向けた帰着点を検討することに焦点を当てたため、多種にわたる保険商品に対する個別論点は

- 主たる検討対象とされていない。このため、例えば、有配当契約の会計処理は検討の対象外とされている。
- (2) また、本論文では、保険株式会社における保険契約会計の在り方を主たる検討対象としているため、株式会社と相互会社とでは利害関係者の情報ニーズがどのように異なるのかという点に関する検討が行われていない。この短所から派生した論点として、例えば、わが国では、契約者（社員）配当は、株式会社では費用として処理される一方、相互会社では費用項目ではないとされているが、このような取扱いは検討の対象外とされている。これらの点に関する分析も残された課題である。
- (3) 前述のように、本論文では近年の財務会計そのものにおけるフローモデルとストックモデルという2つの会計思考と、これら2つの会計思考に各々基礎をおく「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」における対立点を整理・分析するとともに、この2つのアプローチの対立によって従来型の「対応概念」の変化を明らかにして、論文全体を貫く参照枠が構築されているが、逆にこの参照枠そのもの、換言すれば財務会計の基礎概念そのものの検討という面では若干の物足りなさが残されている。

### 3. 結論

本論文には以上のような短所があるが、これらの短所は本論文の長所をいささかも損なうものではなく、むしろ今後の研究課題と捉えることができ、今後の研究によってこれらの短所を克服することができれば、研究領域にさらなる広がりがあることを示している。特に、企業形態の差異に基づく保険契約会計の包括的な検討や、本論文において参照枠として用いられた財務会計の諸概念に対するより深度ある検討を通じた、学界に対する一層の貢献を期待できる。

本論文の提出者である羽根佳祐は、早稲田大学商学部を卒業し、同大学大学院商学研究科に進学して以来、一貫して財務会計の研究を続けてきた。また同大学商学部の助手及び助教に任用されて学生の教育指導にも携わってきた。この間の彼の真摯な研究姿勢と研究成果は、研究者としての優れた資質を十分に示すものであり、今後のさらなる活躍を期待できるものである。

以上の審査結果にもとづき、本論文の提出者 羽根佳祐には「博士（商学）早稲田大学」の学位を受ける十分な資格があると認められる。

2017年6月5日

#### 審査員

(主査)	早稲田大学教授	博士（経済学）東京大学	辻山栄子
	早稲田大学教授	博士（商学）早稲田大学	江澤雅彦
	早稲田大学教授		松本敏史
	早稲田大学教授		秋葉賢一